

給水装置工事施行基準



寝屋川市上下水道局

2014年4月

《目 次》

第 1 章 総 則	1
1.1 目 的	1
1.2 用語の定義	1
1.3 給水義務と給水装置の施行	3
1.4 給水装置工事の遵守事項	3
1.5 指定工事事業者制度	4
1.6 主任技術者	6
1.7 給水装置の区分	11
1.8 専用水道と貯水槽水道	12
1.8.1 貯水槽水道の維持管理	13
1.8.2 簡易専用水道の維持管理	14
1.8.3 小規模貯水槽水道の維持管理	15
1.8.4 貯水槽水道に関する管理基準	16
1.8.5 水道事業管理者の責務	17
1.8.6 設置者の責務	17
第 2 章 構造及び材質	18
2.1 給水装置の構造及び材質	18
2.2 給水装置の構成	21
2.3 指定材料	22
2.4 構造材質基準適合の確認	27
第 3 章 工事手続	29
3.1 給水装置工事の申込	29
3.2 調 査	31
3.3 給水台帳の閲覧	31
3.4 事前協議	32
3.5 給水装置工事の申込書の提出	38
3.6 臨時用給水装置の取扱	43
3.7 工事の変更・取消し	44
3.8 分岐工事の立会・検査申込	45
3.9 しゅん工届	46
3.10 給配水装置工事の申込	47
【申込様式集】	53
【工事別申込書類チェックシート】	108

第 4 章 給水装置の基本計画	123
4.1 基本事項	123
4.2 計画使用水量	130
4.3 給水管の口径決定	144
4.4 メーター口径の決定	155
4.5 1戸建て住宅等のメーター口径別の給水栓数	156
4.6 直結直圧式給水の共同住宅の給水主管と給水戸数	157
4.7 給水主管(配水管)の口径決定	158
4.8 水理計算書の提出	158
【水理計算例4-1】	159
【水理計算例4-2】	162
第 5 章 三階直結直圧式給水設計・施行基準	164
5.1 基本事項	164
5.2 適用の範囲	164
5.3 最小動水圧が基準以下の区域における取扱い	164
5.4 共同住宅及び事務所ビル等の取扱い	165
5.5 調査及び事前協議	165
5.6 三階直結直圧式給水の設計	167
5.7 建築物の用途及び設計水圧による基準	168
【水理計算例5-1】	175
【水理計算例5-2】	177
【三階直結直圧式給水フローチャート】	180
第 6 章 直結増圧式給水設計・施行基準	181
6.1 基本事項	181
6.2 適用の範囲	181
6.3 対象外建築物	182
6.4 調査及び事前協議	182
6.5 直結増圧式給水の構造	183
6.6 直結増圧式給水と他の給水方式の併用	186
6.7 直結増圧式給水の留意事項	188
6.8 直結増圧式給水の設計	189
6.9 非常用給水栓の設置	194
6.10 直結増圧式給水の維持管理	195
【水理計算例6-1】	197
【水理計算例6-2】	201
【直結増圧式給水フローチャート】	206

第 7 章	受水槽式給水	207
7.1	基本事項	207
7.2	受水槽の設置方式	208
7.3	受水槽の設置位置	209
7.4	受水槽の構造及び材質	210
7.5	受水槽の有効容量	213
7.6	吐水口空間	213
7.7	排水口空間	213
7.8	受水槽の付属設備	214
7.9	高置水槽	216
7.10	配管	218
7.11	受水槽式給水の設計	218
	【水理計算例7-1】	219
第 8 章	受水槽式から直結式給水への改造工事	221
8.1	受水槽式から給水装置に切替	221
8.2	直結直圧式給水への改造例	223
8.3	直結増圧式給水への改造例	224
第 9 章	メーター設置基準	226
9.1	メーターの設置	226
9.2	地付けメーター装置	227
9.3	パイプシャフト内のメーター装置	234
9.4	メーターの設置場所	238
第 10 章	施工	247
10.1	分岐と撤去	247
10.1.1	分岐	247
10.1.2	撤去	253
10.2	道路部に布設する給水管及び給配水管	255
10.3	止水栓等の設置	257
10.4	排水弁	271
10.5	管の明示	273
10.6	断水工事と不断水工事	279
10.6.1	断水を伴う分岐工事	279
10.6.2	不断水による分岐工事	281
10.7	管連絡工事	283
10.8	工事の施工	284
10.9	掘削工事	285
10.9.1	現場管理	285

10.9.2	土工事	286
10.9.3	道路復旧工事	287
10.10	管の接合	288
10.10.1	硬質塩化ビニル管・耐衝撃性硬質塩化ビニル管の接合	288
10.10.2	ライニング鋼管の接合	289
10.10.3	鋳鉄管の接合	291
10.10.4	フランジ接合	300
10.11	鋳鉄管の防食処理	301
10.12	スプリンクラー設備	305
10.13	元付型浄水器等	307
10.14	共同住宅等の配管	308
第 11 章	製 図	310
11.1	給水装置工事	310
11.2	給配水装置工事	312
11.3	図面表示記号	314
第 12 章	検 査	324
12.1	給水装置工事	324
12.1.1	主任技術者が行う検査	324
12.1.2	管理者が行う検査	325
12.1.3	検査の可否	326
12.1.4	給水装置所有者への引渡し	326
12.2	給配水装置工事の検査	327
第 13 章	水の安全・衛生対策	329
13.1	水の汚染防止	329
13.2	破壊防止	331
13.3	侵食防止	333
13.4	逆流防止	335
13.5	凍結防止	340
13.6	クロスコネクションの防止	341
第 14 章	維持管理	342
14.1	給水装置の維持管理	342
14.1.1	基本事項	342
14.1.2	異常現象と対策	344
14.2	給水用具の維持管理指針	347
14.2.1	維持管理のあり方	347
14.2.2	維持管理の仕組み	348

14. 2. 3	給水用具に起因する逆流事故が生じた場合の関係者の対応	352
14. 2. 4	定期点検と取替え	354
14. 2. 5	受水槽以下の設備に使用する給水用具	356
参考文献	358

